

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設 業課	建設行政情報 システム運用 支援業務委託	令和7年3 月31日	38,016,000	富士通Japan株式会社 沖縄公共ビジネス部	沖縄県那覇市1-12-12	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	当該システムの再開発にあたっては、プロ ポーザル方式により開発者の先行を行って おり、開発時の契約段階で選考の対象項目 として稼働後想定される運用コストも含め、 適切に評価が行われている。 また、システムの基本部分であるパッケー ジソフトは各業者が著作権を所有する財産 であり、開発者以外の業者が当該システム の修正等を行うのは困難である。 上記の理由から、随意契約とし、相見積を 省略する。	・長期継続 契約 ・特命随意 契約
2	技術・建設 業課	沖縄県電子入 札ASPサービ ス利用	令和7年3 月31日	28,406,400	富士通Japan株式会社 沖縄公共ビジネス部	沖縄県那覇市1-12-12	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	本システムは、既存の建設行政情報システ ムと業者情報や入札情報等のデータを相互 に連携しており導入の際には、仕様の調整 やデータ連携を図るための改修等を実施し ている。 このことから、当該業者にサービスの提供 を履行させなければ、円滑な運用に支障が 生じ、また、システム障害が発生した際に 迅速な対応が困難となることがある。 以上のことから、当該業者と随意契約を行 い、相見積もりを省略する。	・長期継続 契約 ・特命随意 契約
3	道路管理 課	県民広場地下 駐車場泡消火 薬剤入替業務	令和7年1 月15日	64,900,000	株式会社沖縄ダイケン	沖縄県那覇市おもろまち 1-1-12	第167条の2 第1項第6号	県民広場地下駐車場は、指定管理者制度 を採用しており、これまで泡消火設備の点 検は、指定管理者が行い、設備に関する知 見を有している。供用しながら円滑かつ安 全に業務を遂行する等のため、指定管理 者を契約の相手方として選定した。	
4	道路管理 課	県民広場地下 駐車場管制シ ステム設備更 新業務	令和7年3 月31日	60,720,000	株式会社沖縄特電	沖縄県那覇市久茂地3- 21-1	第167条の2 第1項第6号	駐車場中央管理室の機器及び駐車料金徴 収システムの更新を目的としており、その 他の在車管理、場内警報、配線ケーブル等 は既存のシステム等を継続使用することか ら統一性が求められ、現行システム及び更 新システムは同じ製造メーカーとした。製 造メーカーの代理店であり、現行システ ムの保守管理に携わり、駐車場内の知見 を有する会社を契約の相手方として選定 した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	港湾課	R6本部港湾衛生調査業務	令和7年2月19日	1,287,000	沖縄サニタリー株式会社	沖縄県那覇市西1丁目17番19号	第167条の2第1項第2号	沖縄サニタリー株式会社は、公益社団法人ペストコントロール協会の地区協会として設置され、蚊やネズミ等の有害生物の生息調査、その結果に応じた薬剤使用の検討など、ペストコントロールが行えるペストコントロール1級技術者の選任や設備を備えているなど、一定の基準を満たした「ペストコントロール優良事業所」として認証、登録されている県内唯一の業者であることから、当該事業者と随意契約の相手として選定する必要がある。	特命随意契約
6	都市計画・モノレール課	沖縄県樋川立体駐車場精算機改修業務	令和7年2月6日	1,507,000	株式会社 沖縄特電	沖縄県那覇市久茂地3丁目21番1号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	沖縄県樋川立体駐車場は24時間稼働の施設であり、本委託業務の受託者に対して、障害発生時に利用者への不利益を最小限化する措置を講ずる能力を求めることになる。 仮に、精算機改修後に障害発生した場合、原因及び責任の特定から障害対応に必要な措置に至る一連の対応を最短で実施可能と思料される者は、施設の供用開始時から現在まで設備の維持管理を担っている同社のみであった。 以上の理由により、同社を契約の相手方として選定した。	特命随意契約
7	都市計画・モノレール課	令和7年度沖縄都市モノレール自由通路維持管理業務	令和7年3月31日	106,854,000	沖縄都市モノレール株式会社	沖縄県那覇市宇安次嶺377-2	第167条の2第1項第2号	同施設の管理はエレベーター及びエスカレーター(以下:EV、ESC)の運行管理があり、閉じ込め事故等の緊急時には駅務員が迅速に対応できる。 また、EV、ESCの電力は沖縄都市モノレール株式会社所有の駅舎電力設備から供給されており、同社が一括して電力会社と契約すること、同施設の清掃及び設備保守点検について同社が駅舎と一括して発注することにより、電気料および委託料を安価に抑えることを可能としており、経済面で見ても効果的である。 以上の理由により、同社とは自由通路の維持管理について覚書及び協定書を締結しており、契約の相手方として選定した。	特命随意契約 長期継続契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	都市計画・ モノレール課	てだこ浦西駅 パークアンドラ イド駐車場精算 機改修業務	令和7年 1月27日	10,230,000	三菱プレジジョン株式会 社	東京都港区港南一丁目6 番41号	第167条の2 第1項第2号	本業務では、部品交換が必要となるが、当該 部品も製造会社の三菱プレジジョン株式会社 製であるため、他社では交換ができない。 また、既存の精算機ソフトウェアを改造する 必要があるが、他社の改修による故障及び損 傷は保守範囲の対象外であり、性能保証が得 られないため、故障した場合は修繕不能にな る可能性がある。 以上の理由により、同社を契約の相手方とし て選定した。	特命随意 契約
9	都市公園課	沖縄国際海洋 博覧会50周年 記念事業総合 企画業務委託	令和7年2 月6日	¥10,668,900	一般財団法人 沖縄美ら 島財団	本部町字石川888番地	第167条の2 第1項第2号	(一財)沖縄美ら島財団は、沖縄国際海洋博覧 会(以下「海洋博」)の開催跡地を管理する目 的で設立され、50年間一貫して管理運営して いる。また、海洋博に関する資料及び関連物 品を組織的に収集保管しており、過去に海洋 博公園40周年記念イベントを開催するなど積 極的に海洋博について普及啓発活動を実施し ている。さらに、海洋博公園及び首里城公園の 指定管理を受けていることから両会場におい て質の高い企画展を実施できると考えられる。 以上のことから本業務の目的を達成できるの は同財団のみである。	特命随意 契約
10	都市公園課	沖縄国際海洋 博覧会50周年 事業「企画展」 に係るデジタル コンテンツ制作 業務委託	令和7年1 月6日	¥4,519,900	丸正印刷(株)・SSK(株)・ X-Gate(株)共同企業体	西原町字小那覇1215番 地	第167条の2 第1項第2号	本業務はデジタル技術に関する広範な知識と 高度な映像表現技術が求められるため、業務 内容にかかる企画提案を募り、提案者の中か ら最も効果的な提案をした者を選定した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	首里城復興課	首里城公園駐車場満空情報の可視化業務委託	令和7年1月14日	5,197,500	沖縄セルラーアグリ&マルチ株式会社	沖縄県那覇市松山1-2-1	第167条の2第1項第6号	<p>本業務は、首里城公園駐車場の満空情報発信を首里城公園HP及び、首里城公園入口のサイネージに発信する仕組みを構築する業務である。</p> <p>今回の改修は首里城公園HPシステムと連動させ一体的な機能発揮が求められ密接不可分な関係にある業務であり、首里城公園HPシステムの構築と保守をする下記事業者に履行させなければ、システム障害発生時の対処に支障を生じ、契約目的の達成が困難であることから、下記事業者との随意契約としたい。</p> <p>また、随意契約とする場合、下記以外の業者に履行させることがないため、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別の事情に該当し、下記1者から見積書を取るものとしてたい。</p>	特命随意契約
12	施設建築課	県営砂辺団地建替工事実施設計業務(第1期・併行防音)	令和7年1月16日	1,210,000	<p>(有)エン設計・(有)ウイング建築設計事務所・アスタ設計 設計共同体</p> <p>①有限会社エン設計 ②有限会社ウイング建築設計事務所 ③アスタ設計</p>	<p>①沖縄県沖縄市胡屋5丁目24-6 ②沖縄県沖縄市山内4丁目20番1号 ③沖縄県宜野湾市長田4-1-1 2F</p>	地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号	<p>今回対象の設計業務は、令和6年3月27日に完了した「県営砂辺団地建替工事(第1期)実施設計業務」の関連業務であり、上記設計者によって、実施設計業務を完了している。</p> <p>左記実施設計者は実施設計の内容を十分理解しており、的確かつ円滑に業務遂行ができることが期待できる。</p> <p>よって、契約の性質・目的が競争入札に適さないと考えられるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記受託者と随意契約を行う。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	施設建築課	沖縄県防災危機管理センター棟(仮称)新築工事修正設計業務	令和7年2月25日	3,350,200	有限会社アトリエ・門口	沖縄県うるま市字江洲598番地17	地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、令和5年9月に完了した防災危機管理センター棟(仮称)新築工事実施設計業務の修正設計業務である。</p> <p>当該工事は、当初は同年に着手の予定であったが、遺構が発見されたことから、本体工事について着手を延期したため、最新の単価への入替作業(見積の再徴取等)が必要となっている。</p> <p>また、その後、発掘調査が実施されており、調査の終了後の状態に合わせて継続して本体工事を行うための当初設計の修正が必要となっている。</p> <p>当該業務は、設計内容を熟知した上で設計図書の変更が必要となるため、実施設計段階での調整内容も含めた情報の把握などが必要であり、施設仕様上制約がある。</p> <p>以上のことから、左記相手方は実施設計業務を担当しており、限られた時間内で業務を円滑に遂行できるものと思慮され、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方としたい。</p> <p>また、随意契約をする場合、左記以外の業者に履行させることがないため、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別の事情に該当し、左記1者から見積書を取るものとする。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	施設建築課	久米島高校特別教室棟等改築工事集積設計業務(その3)	令和7年3月7日	2,200,000	株式会社渡久山設計	沖縄県浦添市牧港2丁目8番4号	地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、平成29年6月30日に完了した久米島高校特別教室棟等改築工事設計業務(以下、当初設計業務という)の修正設計である。</p> <p>業務の内容は、設計完了から約8年経過していることに伴う、当初設計業務の内容チェック、見積の再徴収や物価資料単価の更新のほか、設備切り回し経路の見直し等も含まれ、経年に伴う学校関係者への確認作業は、当時の計画との整合性を図る必要があり、施設計画上の制約があるといえる。</p> <p>左記相手方は、当初設計業務を担当しており、当該業務を通して学校関係者の意向を把握していることから、全体計画との整合を適切に図ることができ、限られた工期内で円滑かつ的確に業務を遂行できるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、左記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行いたい。</p> <p>また、沖縄県財務規則第139条の規定に基づき、特別の事情により左記1者から見積書を徴収するものとする。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	施設建築課	県営砂辺団地 建替工事(第1 期)設計意図伝 達業務	令和7年3 月21日	6,963,000	(有)エン設計・(有)ウイン グ建築設計事務所・アス タ設計 設計共同体 ①有限会社エン設計 ②有限会社ウイング建築 設計事務所 ③アスタ設計	①沖縄県沖縄市胡屋5丁 目24-6 ②沖縄県沖縄市山内4丁 目20番1号 ③沖縄県宜野湾市長田 4-1-1 2F	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第2号	<p>本業務は、県営砂辺団地建替工事(第1期)の実施設計において実施した当該施設の設計意図を工事受注者等に正確に伝える業務である。</p> <p>設計意図伝達業務とは、設計者以外に知り得ない設計意図のうち、設計図書のみでは表現することができないことについて、工事施工段階において工事受注者等に正確に伝えるためのもので、設計業務における成果図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務である。(R6-告示第8号 別添第一、三)</p> <p>したがって、本業務の性質上、契約を履行できる者は当該施設の実施設計担当者となる。</p> <p>県営砂辺団地建替工事(第1期)の実施設計業務は、令和4年度に一般競争入札により「県営砂辺団地建替工事(第1期)実施設計業務」として、「(有)エン設計・(有)ウイング建築設計事務所・アスタ設計 設計共同体」が受注しており、令和6年3月に完了している。</p> <p>よって、左記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして随意契約を行いたい。</p> <p>また、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの「特別の事情」に該当する者として、左記1者から見積書を取るものとした。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	施設建築課	県営赤道団地 建替工事(第2 期・エレベ ーター)	令和7年3 月31日	42,897,300	沖縄菱電ビルシステム株 式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁 目3番1号	地方自治法 施行令第16 7条の2第1 項第8号	<p>本工事は、以下のとおり、入札不調、不落と なった経緯がある。</p> <p>令和7年2月13日 公告 令和7年3月4日 入札(機械器具設置工事、 沖縄県内) 一回目入札で2者中1者は最低制限価格未 満となり失格。1者は予定価格超過。 二回目入札で1者中1者が予定価格超過。 三回目入札で1者中1者が予定価格超過と なり、予定価格範囲内の入札がないため、取りや め。</p> <p>当該工事は、不調不落対策として、資格要件 を緩和して公告しているため、再度の公告にお いても入札参加者が増えることが見込めない。 また、専門性の高い工事であるため、入札者 を含む県内6者より見積り徴収し、積算してい る工事であり、設計・積算の見直しも難しい。</p> <p>以上により、入札に付し落札者がいなかった ことから、地方自治法施行令第167条の2第1 項第8号の規定に基づき、失格者を除く最低額 を入札した者から見積書を徴収して、随意契約 を行いたい。</p>	
17	北部土木 事務所	国道331号災 害防除調査測 量設計業務委 託(R6)	令和7年1 月9日	19,580,000	(株)朝日建設コンサルタ ント	沖縄県浦添市城間3-9 -1	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は、令和6年11月の豪雨により発生し た、国道331号東村平良地内の道路護岸等の 崩壊箇所における復旧工事に関する調査測量 設計業務である。本災害により、護岸ととも に隣接する民地の住宅の一部が崩壊しており 、今後大雨が発生した際にさらに被害が拡大 する恐れがあることから迅速な対応が求められ 、緊急で実施する必要がある。 本被災箇所付近にて業務を実施中のため、現 在の現場状況を把握しており、かつ類似した水 路の設計を行っているため速やかに対策の検 討が進められる業者を選定した。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	北部土木事務所	北部管内河川 災害応急対策 業務委託(R6 -1)	令和7年1 月10日	14,729,000	(株)北勝建設	沖縄県国頭郡国頭村字 辺土名294-1	第167条の2 第1項第5号	本業務は、令和6年11月の豪雨による北部土木事務所管内の被災現場の復旧に関する業務であり、災害に伴う応急業務である。沖縄県建設業協会へ災害応急対策に係る協力要請を行い、協会より推薦を受けた業者を選定した。	特命随意契約
19	北部土木事務所	北部管内河川 災害応急対策 業務委託(R6 -2)	令和7年1 月14日	30,787,900	(株)東開発	沖縄県名護市宇佐茂佐1 703-33	第167条の2 第1項第5号	本業務は、令和6年11月の豪雨による北部土木事務所管内の被災現場の復旧に関する業務であり、災害に伴う応急業務である。沖縄県建設業協会へ災害応急対策に係る協力要請を行い、協会より推薦を受けた業者を選定した。	特命随意契約
20	北部土木事務所	北部管内河川 災害応急対策 業務委託(R6 -3)	令和7年1 月10日	12,177,000	(有)陽功建設	沖縄県国頭郡国頭村字 浜80	第167条の2 第1項第5号	本業務は、令和6年11月の豪雨による北部土木事務所管内の被災現場の復旧に関する業務であり、災害に伴う応急業務である。沖縄県建設業協会へ災害応急対策に係る協力要請を行い、協会より推薦を受けた業者を選定した。	特命随意契約
21	北部土木事務所	北部管内道路 災害応急対策 業務委託(R6 -1)	令和7年1 月10日	40,414,000	(株)屋部土建	沖縄県名護市港2-6- 5	第167条の2 第1項第5号	本業務は、令和6年11月の豪雨による北部土木事務所管内の被災現場の復旧に関する業務であり、災害に伴う応急業務である。沖縄県建設業協会へ災害応急対策に係る協力要請を行い、協会より推薦を受けた業者を選定した。	特命随意契約
22	北部土木事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R6-2)	令和7年1 月31日	1,474,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	技術審査業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき実施する総合評価方式一般競争入札において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。沖縄県建設技術センターは公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、他に業務を遂行できる者がいないことから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約
23	北部土木事務所	北部地区河川 海岸砂防事業 技術審査等支 援業務委託(R 6-2)	令和7年2 月5日	2,431,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	技術審査業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき実施する総合評価方式一般競争入札において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。沖縄県建設技術センターは公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、他に業務を遂行できる者がいないことから、随意契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
24	北部土木事務所	北部管内河川及び砂防災害応急対策業務委託(R6-1)	令和7年2月18日	14,404,500	(有)のうけん	沖縄県国頭郡国頭村字鏡地292-1	第167条の2第1項第5号	本業務は、令和6年11月の豪雨による北部土木事務所管内の被災現場の復旧に関する業務であり、災害に伴う応急業務である。沖縄県建設業協会へ災害応急対策に係る協力要請を行い、協会より推薦を受けた業者を選定した。	特命随意契約
25	北部土木事務所	県道14号線災害防除調査測量設計業務委託(R6)	令和7年2月28日	14,410,000	(株)ホープ設計	沖縄県那覇市首里赤田町3-5	第167条の2第1項第5号	本業務は、令和6年11月の北部豪雨により発生した県道14号線東村有銘地内の法面変状箇所に置ける調査測量設計業務である。今回の被災箇所では片側交互通行が続いており、住民生活に影響を与えているため迅速な対応が求められており、出水期までに対策を検討するため緊急的に実施する必要がある。法面对策に精通した業者を選定する必要があることから、過去に法面对策の設計を実施した2者を選定し、見積合わせを行い決定した。	
26	北部土木事務所	比地川水位監視調査業務委託(R6)	令和7年3月10日	6,710,000	(株)ホープ設計	沖縄県那覇市首里赤田町3-5	第167条の2第1項第5号	本業務は、2級河川比地川において11月の北部豪雨により比地集落で浸水被害が発生したことに伴い、水防活動の一環としてカメラや危険水位時の注意喚起施設の設置を行うことを目的としている。機械の取り寄せや設置に関して時間を要し、出水期前に設置するには緊急で対応する必要があるため、沖縄本島内で過去10年間に水位観測業務実施した実績のある3業者を選定し、見積合わせを行い決定した。	
27	北部土木事務所	令和7年度性能規定型道路除草等業務委託(北部管内その1)	令和7年3月31日	32,901,000	北部造園土木(株)	沖縄県宜野座村字惣慶1514	第167条の2第1項第2号	本業務は、良好な沿道景観の形成に向けて、民間事業者の有するノウハウや創意工夫により除草作業の効率化や美観維持を図るため、性能規定型の植栽維持業務を試行するものであり、企画競争型随意契約とした。参加を公募したところ1者から応募があり、技術提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案が最も優れており、受託者として適当であると認められたため、契約の相手方として選定した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	北部土木事務所	令和7年度 性能規定型道路除草等業務委託(北部管内その2)	令和7年3月31日	20,053,000	北部造園土木(株)	沖縄県宜野座村字惣慶1514	第167条の2第1項第2号	本業務は、良好な沿道景観の形成に向けて、民間事業者の有するノウハウや創意工夫により除草作業の効率化や美観維持を図るため、性能規定型の植栽維持業務を試行するものであり、企画競争型随意契約とした。 参加を公募したところ1者から応募があり、技術提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案が最も優れており、受託者として適当であると認められたため、契約の相手方として選定した。	
29	北部土木事務所	業務用車両賃貸借契約(再リース)	令和7年2月27日	1,358,940	(株)しんれんリース	沖縄県那覇市久茂地3-2-22	第167条の2第1項第6号	本契約は、車両の再リース契約であり、現にリース契約を行っている業者以外との契約ができないため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約 長期継続契約
30	中部土木事務所	県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(架設桁設備損料その4)	令和7年3月26日	116,050,000	ピーエス・大米建設・長浜建設特定建設工事共同企業体 ①ピーエス・コンストラクション(株)沖縄営業所 ②(株)大米建設 ③(有)長浜建設	①沖縄県那覇市前島2丁目21番13号 ②沖縄県那覇市高良3丁目1番地1 ③沖縄県浦添市宮城2丁目16番14号	第167条の2第1項第2号	架設桁設備は事業完了まで全セグメントを架設するために必要な設備であり、本橋梁建設のために製作した特殊仕様となっている。 本工事は、架設桁設備を所有するピーエス・大米建設・長浜建設JVと継続して契約しなければならない。 上記の理由により、当該工事の性質が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する競争入札に適さないもの(特殊な技術、機械又は設備等を必要とし、契約を履行できる者が特定される場合)に該当するため、ピーエス・大米建設・長浜建設JVと随意契約を締結した。	特命随意契約
31	中部土木事務所	県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(桁製作設備損料その10)	令和7年3月25日	75,350,000	コーアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)特定建設工事共同企業体 ①コーアツ工業(株)沖縄営業所 ②沖縄ピーシー(株)	①沖縄県浦添市宮城2丁目17番2号 ②沖縄県沖縄市海邦町3番地27	第167条の2第1項第2号	桁製作設備は事業完了まで全セグメントを製作するために必要な設備であり、本橋梁建設のために製作した特殊仕様となっている。 本工事は、桁製作設備を所有するコーアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)特定建設工事共同企業体(以下、JV)と継続して契約しなければならない。 上記の理由により、当該業務の性質が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する競争入札に適さないもの(特殊な技術、機械又は設備等を必要とし、契約を履行できる者が特定される場合)に該当するため、コーアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)JVと随意契約を締結した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	中部土木 事務所	橋梁補修事業 技術審査支援 業務委託(R6)	令和7年1 月14日	1,210,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>技術審査支援業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。</p> <p>本業務の申請書の審査にあつては、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、建設技術センターと随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約
33	中部土木 事務所	砂防事業等技 術審査支援業 務委託(R6- 1)	令和7年1 月29日	1,023,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>技術審査支援業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。</p> <p>本業務の申請書の審査にあつては、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、建設技術センターと随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
34	中部土木事務所	港湾事業等技術審査支援業務委託(R6-1)	令和7年1月29日	1,419,000	(公財)沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	<p>技術審査支援業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。</p> <p>本業務の申請書の審査にあつては、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、建設技術センターと随意契約を締結した。</p>	特命随意契約
35	中部土木事務所	道路事業技術審査支援業務委託(R6)	令和7年1月27日	1,353,000	(公財)沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	<p>技術審査支援業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。</p> <p>本業務の申請書の審査にあつては、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、建設技術センターと随意契約を締結した。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	中部土木 事務所	幸地インター線 技術審査支援 業務委託(R6)	令和7年2 月7日	3,927,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>技術審査支援業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。</p> <p>本業務の申請書の審査にあつては、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、社会資本整備などへの支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立されており、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、建設技術センターと随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	中部土木 事務所	中城湾港(新港 地区)工損調査 業務委託(R6)	令和7年2 月18日	1,100,000	(株)タップ	沖縄県那覇市字上間210 -4	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は、中城湾港(新港地区)工業用地整地工事(R6)における除草作業で発生した粉塵等が、隣接の建物の設備(以下「設備等」という。)に影響を与えたと隣接建物の所有者より県へ申し出があったため、設備等に損傷等を与えたか調査(以降「工損調査等」という。)を行うものである。</p> <p>設備等を利用する関係者の経済的観点から、早急に工損調査等を実施し、設備等の稼働再開を行う必要があるため、本業務の緊急性を鑑み、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付すことができないとき」を適用し随意契約を締結して早急に対応したい。</p> <p>中城湾港(新港地区)工業用整地工事(R6)では、工損調査等に係る事前調査(資料収集)を(株)タップに委託している。</p> <p>本業務では緊急性があることから、その調査を実施している(株)タップと随意契約を締結した。</p> <p>なお、(株)タップは以下業務を確実に履行しており、十分な履行能力をもって対応している。</p> <p>中部管内家屋調査業務委託(R5)</p>	特命随意 契約
38	中部土木 事務所	令和7年度性能規定型道路 除草等業務委託(中部管内その1)	令和7年3 月31日	49,830,000	(有)海邦造園	沖縄県宜野湾市上原1丁 目23番12号	第167条の2 第1項第2号	簡易公募型プロポーザル方式により公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案選定委員会を開き、企画提案内容を確認、採点等を行い、左記事業者を契約の相手方として選定した。	
39	中部土木 事務所	令和7年度性能規定型道路 除草等業務委託(中部管内その2)	令和7年3 月31日	49,885,000	金城グリーン(株)	沖縄県うるま市宇大田2 20番地1 2F	第167条の2 第1項第2号	簡易公募型プロポーザル方式により公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案選定委員会を開き、企画提案内容を確認、採点等を行い、左記事業者を契約の相手方として選定した。	
40	中部土木 事務所	令和7年度性能規定型道路 除草等業務委託(中部管内その3)	令和7年3 月31日	49,819,000	(有)緑新開発	沖縄県沖縄市池原2-10- 35	第167条の2 第1項第2号	簡易公募型プロポーザル方式により公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案選定委員会を開き、企画提案内容を確認、採点等を行い、左記事業者を契約の相手方として選定した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)工 事調整会議業 務委託(R6- 2)	令和7年3 月31日	1,199,000	大日本ダイヤコンサルタ ント(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備 工事に係る、発注者・設計者・施工者で構成さ れる工事調整会議を開催し、設計図書と現場 の整合性の確認及び設計思想の伝達等を行 い、各種の情報共有を図ることを目的とする。 「工事調整会議」実施要領(平成27年10月19 日付土技第898号、以下「実施要領」)に基づ き、詳細設計を実施した当該コンサルタントと 随意契約を締結する必要があることから、地方 自治法施行令第167条の2第1項第2号(沖縄 県随契契約ガイドライン(2)-10-オ)の規定に より、詳細設計を実施したコンサルタントと特命 随契契約を締結した。	特命随意 契約
42	中部土木 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 7-1)	令和7年3 月31日	15,554,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に 関する法律」に基づき本事務所が発注する工 事について、工事監督代行業務及び積算代行 業務を実施するものであり、発注者の責務であ る発注関係事務の適切な実施を品確法に基づ き総合的に支援する業務である。 本業務は、幸地インター線における総合的技 術支援業務であり、対象とする工事が大規模 で、高度な技術的判断を必要とし、また迅速な 対応が要求されるものである。また、工事受注 者が不当に利益を得ることやが逆に不利益を 被ることがないように、工事発注者の立場として 厳正に業務を実施する必要がある。 (公財)沖縄県建設技術センターは、社会資 本整備などへの支援により県民福祉の増進に 寄与することを目的として、沖縄県及び市町村 の出捐により設立されており、十分な知識・経 験を有する職員が配置され、法令順守及び秘 密の保持を確保できる体制が整備されてい る。 実績・中立性・公平性の観点から本業務の実 施において建設技術センターに代わる者はい ないことから、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に基づき、随意契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
43	宮古土木事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R6-2)	令和7年 1月14日	1,606,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による発注関係事務(技術審査)であり、発注・入札情報に接することとなるため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない業務である。 (公財)沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、センターと随意契約を締結するものである。	特命随意契約
44	宮古土木事務所	宮古管内維持 管理業務委託 (R7・R8)	令和7年 3月31日	201,903,900	宮古インフラメンテ共同 企業体 ①(株)大協企画コンサル タント ②有限会社 大栄開発 ③有限会社 ダイユウ建 設 ④株式会社 丸秀	①沖縄県宮古島市平良 字西里1298-2 ②沖縄県宮古島市平良 字下里1328-9 ③沖縄県宮古島市平良 字西里1468-3 ④沖縄県宮古島市平良 字東仲宗根350	第167条の2 第1項第2号	本業務は、企画競争型随意契約によるものであり、公募による企画提案者の中から契約目的に最も適した者を契約相手方とした。	債務負担 による複 数年契約
45	下地島空 港管理事 務所	下地島空港土 木施設維持管 理業務委託 (R7)	令和7年3 月27日	19,250,000	下地島空港施設株式会 社	沖縄県宮古島市伊良部 字佐和田1727番地	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第8号	再度の入札を行っても不落であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約を締結した。相手方の選定にあたっては、入札者の中から最も低廉な金額で入札した事業者を選定した。	長期継続 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
46	下地島空 港管理事 務所	下地島空港保 安対策業務委 託(R7)	令和7年3 月27日	2,260,500	下地島空港施設株式会 社	沖縄県宮古島市伊良部 字佐和田1727番地	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第5号	当該業務は4月1日から役務の提供を受けるために、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約を締結する必要がある。しかし、2度の入札手続きを実施したうえで落札者がなく、競争入札に付すと4月1日から役務の提供を受けられない状況である。当該委託業務の契約ができない場合は外航機の受入が不可となり、空港運用に重大な支障を来すことから、年度内契約を締結するため地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき随意契約を締結した。相手方の選定にあたっては、入札者の中から最も低廉な金額で入札した事業者を選定した。	長期継続 契約 特命随意 契約
47	下地島空 港管理事 務所	下地島空港消 防及び施設点 検業務委託 (R7)	令和7年3 月12日	99,638,000	下地島空港施設株式会 社	沖縄県宮古島市伊良部 字佐和田1727番地	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第8号	再度の入札を行っても不落であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約を締結した。相手方の選定にあたっては、入札者の中から最も低廉な金額で入札した事業者を選定した。	長期継続 契約